

○湯河原町真鶴町衛生組合組合債管理基金条例施行規則

平成27年4月20日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、湯河原町真鶴町衛生組合組合債管理基金条例（平成26年湯河原町真鶴町衛生組合条例第5号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、基金の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(積立て)

第2条 基金は、次に掲げる金銭をもって積み立てるものとする。

(1) 湯河原町、真鶴町両町からの負担金

(2) 基金から生ずる収益の全額

(積立期間)

第3条 基金の積立期間は、平成26年度から平成30年度の5年間とする。

(積立金額)

第4条 条例第3条の予算において定める額とは、毎年度2,000万円を下らない額とする。

(現金の管理)

第5条 条例第4条の規定する基金に属する現金の管理は、次の種類によって管理するものとする。

(1) 金融機関への預金

(2) 前号に掲げるもののほか、組合長が認める最も確実かつ有利な方法

(3) 国債、地方債並びに組合長が確実と認める社債及びその他の有価証券

(振替運用)

第6条 条例第6条に基づき基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用しようとするときは、運用金額、償還方法、その他必要な事項について管理課長があらかじめ会計管理者と協議し、組合長の決裁を受けなければならない。

(基金収支状況報告書等)

第7条 毎年度3月末日における基金収支状況報告書（様式第1号）を作成し、組合長に提出しなければならない。

(処分)

第8条 条例第7条各号のいずれかに該当する場合は、組合長は基金の一部又は全部を処分することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

湯河原町真鶴町衛生組合組合債管理基金収支状況報告書

区 分	・ ・ 現在高	期間中増減(△)高	・ ・ 現在高
現 金	円	円	円
有価証券	円	円	円
繰替運用	円	円	円
計	円	円	円

期間中増減(△)高説明

内 訳	金 額	備 考
積 立 額	円	
新規積立額	円	
利子積立額	円	預金利子 円 有価証券利子 円 運用金利子 円
処 分 額	円	
利子納付額	円	預金利子 円 有価証券利子 円 運用金利子 円

様式第1号 (第7条関係)